令和７年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率

◎実質赤字比率、連結実質赤字比率⇒実質赤字はありません。
◎実質公債費比率、将来負担比率⇒早期健全化基準を下回っています。
◎資金不足比率⇒資金不足額はありません。

指標		指標の内容	三浦市の比率	早期健全化基準	財政再生基準
健全化判断比率	実質赤字比率	一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率	% ―	% 13.19	% 20.00
	連結実質赤字比率	全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率	―	18.19	30.00
	実質公債費比率	一般会計等が負担する元利償還金および準元利償還金の標準財政規模に対する比率	11.3	25.0	35.0
	将来負担比率	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率	79.0	350.0	

指標	指標の内容	三浦市の対象となる会計		比率	経営健全化基準
資金不足比率	公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率	特別会計	市場事業	% ―	% 20.0
		企業会計	病院事業	―	
			水道事業	―	
			公共下水道事業	―	

※「一般会計等」とは、三浦市の場合は、一般会計・第三セクター等改革推進債償還事業特別会計が対象です。
※「全会計」とは、三浦市の場合は、一般会計等・4つの特別会計（国民健康保険事業・後期高齢者医療事業・介護保険事業・市場事業）・3つの企業会計（病院事業・水道事業・公共下水道事業）が対象です。
※「標準財政規模」とは、地方公共団体において1年に標準的に収入される一般財源の規模です。
※実質赤字比率、連結実質赤字比率および資金不足比率の「―」表示は、実質赤字がない（資金不足が生じていない）ことを示します。
※健全化判断比率のうち、一つでも早期健全化基準を超えた場合、財政健全化計画を策定し、自主的な改善努力による財政健全化に取り組むことになります。また、さらに比率が悪化し、一つでも財政再生基準を超えた場合は、財政再生計画を策定し、国等の関与による確実な再生に取り組むことになります。
※資金不足比率が経営健全化基準を超えた場合、該当の公営企業会計は、経営健全化計画を策定し、自主的な改善努力による経営健全化に取り組むことになります。

三浦市の健全化判断比率はいずれも基準をクリアしています。
将来負担比率については、前年度の比率（84.2％）を5.2ポイント下回りました。主な要因は、令和7年度に臨時財政対策債の借入を行わず、過去に借入れた分の償還が進んだことから、地方債の現在高が減少したことによるものです。
また、実質公債費比率については、前年度の比率（11.8％）を0.5ポイント下回り、改善はしていますが、依然として厳しい財政状況に変わりはありません。
引き続き、歳入の確保や歳出の削減など、行財政改革に取り組んでいくとともに、早期健全化基準を超えずに運営していくことを目指し、財政運営に取り組んでまいります。